

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 27 日

宇都宮市長
佐藤 栄一 様

提出者

住 所 栃木県日光市大桑町138番地

氏 名 東武建設株式会社

取締役社長 飯野 秀夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0288-25-3453 (安全環境システム部)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	宇都宮市内工事
事業場の所在地	宇都宮市内各所
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	令和6年度 元請完成工事高 ¥18,994,464千円
③従業員数	356人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙記載の通り

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙記載の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状		【前年度（令和6年度）実績】 別紙記載の通り	
		産業廃棄物の種類	
② 計画		排 出 量	t t
		(これまでに実施した取組) ・型枠の転用回数をなるべく多くする。 ・搬入材の梱包材の簡素化を進める。 ・養生材を繰り返し使用する。 ・木工事のプレカット加工を推進し、木くずの発生を抑制する。 ・金属くず、紙くずを分別・有価物として処理することにより廃棄物を削減する。	
② 計画		【目標】 別紙記載の通り	
		産業廃棄物の種類	
② 計画		排 出 量	t t
		(今後実施する予定の取組) ・今まで実施してきた取組を継続する。	
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・コンクリート片、廃アスファルト、その他がれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック、金属くず、建設汚泥、紙くず、ダンボール、木くず、伐採材・伐根材、繊維くず、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯） 〔取組〕 ・解体工事における分別の徹底 ・フレコンパック・小コンテナの使用による分別の推進 ・新築工事について「分別・リサイクルを徹底し、混合廃棄物処分量ゼロをめざす。」の目標を設定し、分別リサイクルの推進を図っている。	
		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今まで実施してきた取組を継続する。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙記載の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・取組は、ありません。		
② 計画	【目標】 別紙記載の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行 う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・取組は、ありません。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙記載の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・取組は、ありません。		
③ 計画	【目標】 別紙記載の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行 う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・取組は、ありません。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙記載の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・取組は、ありません。		
② 計画	【目標】 別紙記載の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・取組は、ありません。		

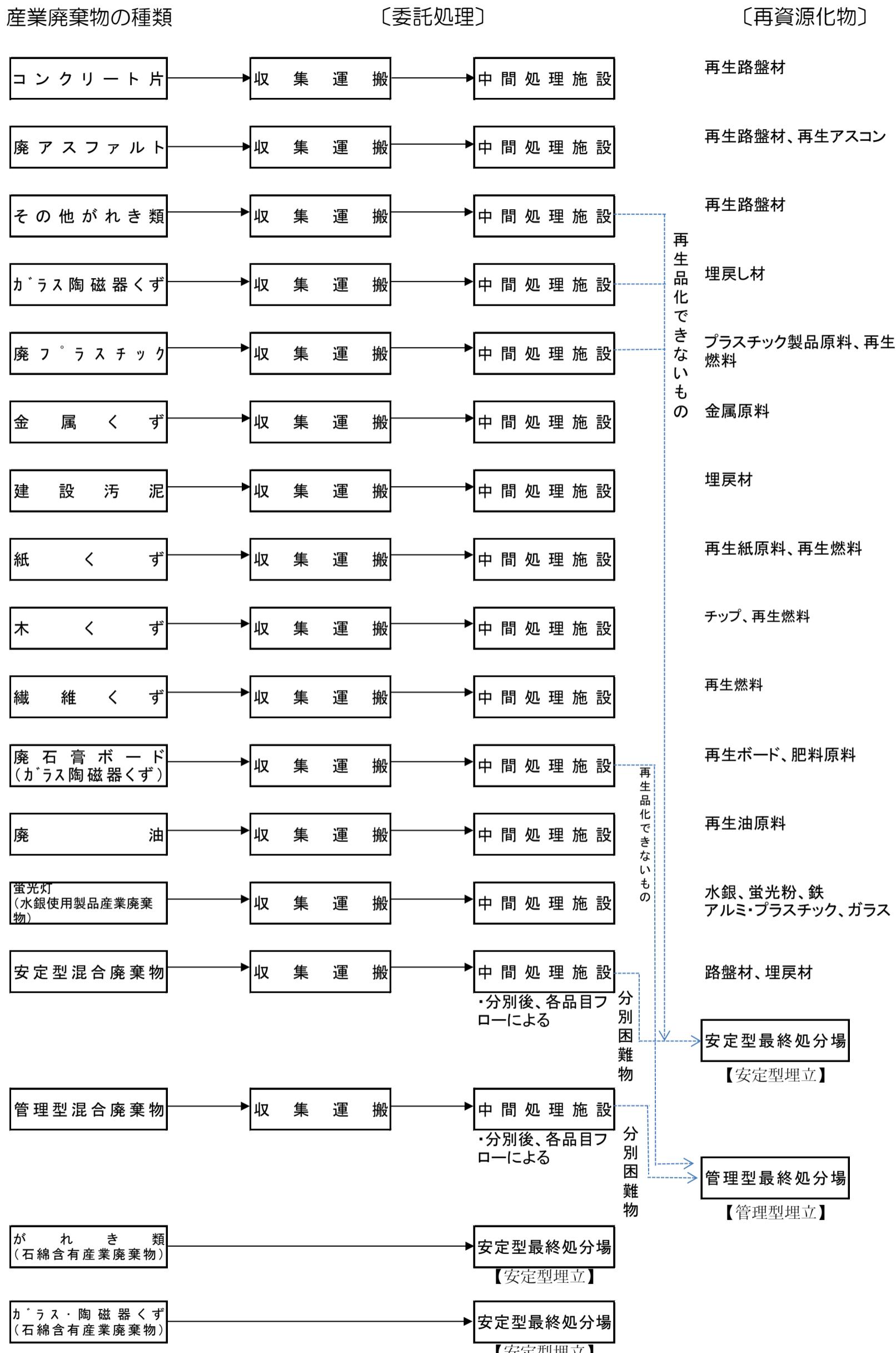
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙記載の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・管理部門で委託契約先の許可証、契約書の不備をチェックしている。 ・電子マニフェストの利用を促進している。 ・紙で交付したマニフェストは、管理台帳により集計し、処理が適正に行われていることを確認している。 ・最終処分までの処理ルートを入手すると共に、パンフレット・ホームページ等により施設の状況を確認するが、可能な限り現地確認を行う。			

② 計画	【目標】 別紙記載の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・今までに実施してきた取組を引き続き推進する。 			
※事務処理欄			

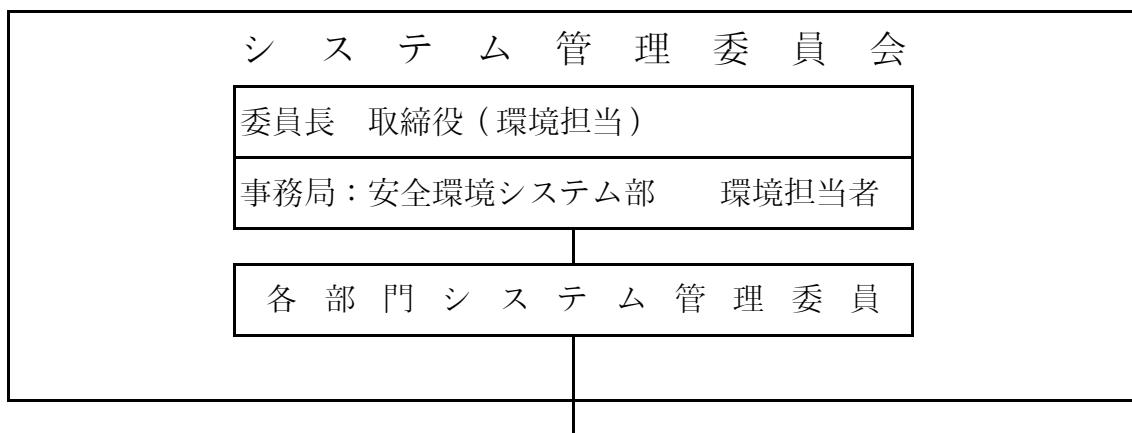
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



産業廃棄物の処理等に係る管理体制

別紙 - 2



各事業部門	責任者	担当者（システム管理委員）	
建 築 本 部	本部長	第一建築部	システム管理委員
		第二建築部	"
		管理部	"
土 木 本 部	本部長	土木部	システム管理委員
		通信環境部	"
		管理部	"
東 京 支 店	支店長	土木工事部	システム管理委員
		軌道工事部	"
		鉄道部	"
		管理部	"

〔各工事現場〕



産業廃棄物の種類	① 産業廃棄物排出量	② 自己再生利用量	③ 自己中間処理			④ 自己埋立処分又は海洋投入量	⑤ 全委託処理量	優良認定業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
			自己熱回収量	自己中間処理による減量							
がれき類	1605.270t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	1605.270t	923.770t	1605.270t	0.t	0.t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	7.000t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	7.000t	5.000t	7.000t	0.t	0.t
廃プラスチック	16.110t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	16.110t	12.780t	16.110t	0.t	0.t
金属くず	18.650t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	18.650t	18.650t	18.650t	0.t	0.t
紙くず	1.740t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	1.740t	1.740t	1.740t	0.t	0.t
木くず	60.550t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	60.550t	59.030t	60.550t	0.t	0.t
纖維くず	0.000t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.000t	0.000t	0.000t	0.t	0.t
汚泥	246.010t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	246.010t	0.000t	246.010t	0.t	0.t
廃石膏ボード	6.840t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.000t	0.000t	0.000t	0.t	0.t
建設混合廃棄物	90.120t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	90.120t	74.410t	90.120t	0.t	0.t
石綿含有産業廃棄物	1.040t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	1.040t	1.040t	0.000t	0.t	0.t
水銀使用製品産業廃棄物	0.120t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.120t	0.120t	0.120t	0.t	0.t
計	2053.450t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	2046.610t	1096.540t	2045.570t	0.t	0.t

産業廃棄物の種類	① 産業廃棄物排出量	② 自己再生利用量	③ 自己中間処理量		④ 自己埋立処分又は海洋投入量	⑤ 全委託処理量	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		
			自己熱回収量	自己中間処理による減量			優良認定業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委託量
がれき類	800.t	0.t	0.t	0.t	0.t	800.t	200.t	800.t	0.t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	50.t	0.t	0.t	0.t	0.t	50.t	20.t	50.t	0.t
廃プラスチック	50.t	0.t	0.t	0.t	0.t	50.t	30.t	50.t	0.t
金属くず	10.t	0.t	0.t	0.t	0.t	10.t	5.t	10.t	0.t
紙くず	10.t	0.t	0.t	0.t	0.t	10.t	5.t	10.t	0.t
木くず	20.t	0.t	0.t	0.t	0.t	20.t	10.t	20.t	0.t
繊維くず	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t
汚泥	200.t	0.t	0.t	0.t	0.t	200.t	0.t	200.t	0.t
燃えがら	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t	0.t
石綿含有産業廃棄物	5.t	0.t	0.t	0.t	0.t	5.t	0.t	0.t	0.t
建設混合廃棄物	100.t	0.t	0.t	0.t	0.t	100.t	100.t	100.t	0.t
水銀使用製品産業廃棄物	5.t	0.t	0.t	0.t	0.t	5.t	5.t	5.t	0.t
計	1250.t	0.t	0.t	0.t	0.t	1250.t	375.t	1245.t	0.t